

3月26・27日に臨時窓口を開設

3月下旬から4月上旬は、就職や転勤、進学などに伴い、各種届け出などで、窓口が混雑する時期です。市では、臨時窓口を開きますので、ぜひご利用ください。

臨時窓口の開設 3月26日(土)、27日(日) 午前8時30分～午後5時15分
業務時間の延長 3月28日(月)～4月1日(金) 午後7時まで



担当	取り扱う業務の内容	窓口(富岡庁舎1階)
市民生活課	・住民票の写しの交付 ・戸籍謄本(全部事項証明)および抄本(個人事項証明)の交付 ・印鑑登録および登録証明書の発行	1番窓口
	・転入届、転出届、転居届などの受け付け ・戸籍に関する届出書の受領 ・住民異動に伴う国民健康保険の資格の取得・喪失手続き	2番窓口
こども課	・子ども手当などの受給申請に関する手続き ・保育所の入所申請に関する手続き	3番窓口
国保年金課	・国民年金に関する手続き ・国民健康保険に関する手続き ・後期高齢者医療に関する手続き ・福祉医療に関する手続き	5番窓口 6番窓口
	・税務証明書(所得証明書など)の交付 ・介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納	9番窓口
納税課	・市税などの収納 ・納税相談	10番窓口

下水道整備完了地域の 図面など縦覧

下水道法第4条第1項の規定により許可を受けた事業計画の変更に係る予定処理区域の関係図面および同法第9条の規定により平成22年度に下水道整備を完了した地域の関係図面などを縦覧します。

縦覧期間 3月1日(火)～14日(月)(土・日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所・問い合わせ 下水道課(市ガス水道会館内、☎64-1151)

市役所富岡庁舎の 宿直業務を委託

市役所富岡庁舎の夜間宿直業務は、4月1日(金)から専門業者に委託することとなりました。

業務委託する時間帯は、午後5時15分から翌日午前8時30分までです。業務委託に当たっては、市民の皆さんへの行政サービスを低下させないことを最優先に考え実施します。

問い合わせ 職員課(☎内線1212)

縦覧 固定資産 第1期納期は5月2日

納税者の皆さんが他の土地や家屋の評価額との比較により、自分の土地や家屋の評価額が適正かどうか判断していただくため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月)(土・日曜日、祝日は除く)、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 税務課(富岡庁舎1階8番窓口)および地域振興課(妙義庁舎)

縦覧できる人 納税者(本人、同居の親族、委任を受けた人、納税管理人または相続人)

縦覧できる内容 ▷土地価格等縦覧帳簿 所在、地番、地目、地積、価格(評価額)▷家屋価格等縦覧帳簿 所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格(評価額)

縦覧に必要な物 免許証などの本人を確認できる物、印章

※平成23年度固定資産税の第1期納期限は5月2日(月)です。納税通知書は、4月中旬に郵送します。

問い合わせ 税務課資産係(☎内線1128・1129・1132)

がん 検診などの受診方法が変わります 4月に受診シールを配布

問い合わせ 保健センター(☎64-1901)

平成23年度からは、個人ごとに受診可能な健(検)診名が記載されている「富岡市がん検診等受診シール」による受診になります。受診票は事前に配布しません。

広報とみおか4月号といっしょに配布する「受診シール」と、自己負担金を持って会場にお越しください。「受診シール」は、全ての健(検)診が終わるまで必要な書類ですので、たいせつに保管してください。

日程、会場は、広報とみおかなどでお知らせします。



4月に配布するこの「受診シール」と、自己負担金を持って健(検)診会場へ。



使わないバイクや軽自動車の 廃車手続きは

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、使用している、していないに関係なく、軽自動車の所有者に課税されます。

年の途中で変更されても税金は戻りませんので、使わない車両や名義変更をしない車両などは、3月末日までに手続きを済ませてください。また、転入した人で標識交換をしていない人も手続きをお願いいたします。

問い合わせ 軽自動車税は税務課(☎内線1125)、廃車や名義変更などは下表のとおりそれぞれの手続き先へ。

※自動車税も4月1日現在の車検証上の所有者に課税されます。自動車税についてのお問い合わせは、県自動車税事務所(☎027-2634343)、または富岡行政県税事務所(☎632245)へ。

ナンバー	車種	手続き先
富岡市 ナンバー	125cc以下の二輪車 小型特種自動車(トラクターなど)	市役所税務課諸税担当 ☎内線1125
群馬県 ナンバー	125cc超～250cc以下の二輪車	群馬県自動車整備振興会 ☎027-261-0221
	250cc超の二輪車	群馬陸運支局 ☎027-263-4412
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 ☎027-261-4621



家屋を新増築・取り壊した人は連絡を

固定資産税は、毎年1月1日に家屋を所有している人に課税されます。

課税対象の状況をより的確に把握し、適正な課税を行うために、次に該当するときは、税務課資産係へご連絡ください。

▽家屋を新増築、または取り壊したとき
▽登記していない家屋の所有者が変更

になったとき

▽店舗や事務所として使用していた家屋を住居用に変更した場合、または住居用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき(住宅用地には一定の条件を満たすと税額の特例があります)
問い合わせ 税務課資産係(☎内線1128・1129・1132)